

『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』

(大月書店, 2008年, 323頁)

評者 大場淳 (広島大学)

本書は、2人の編者に加えて、15人の研究者及び実務家による、新自由主義教育改革への批判を展開した共同著作物である。日本における新自由主義教育改革は、教育の自由化・個性化を促した臨時教育審議会（昭和59～62年）によって最初に推進され、教育改革国民会議（平成12～13年）以降は世界的な経済競争に勝つための人材養成を目的とした評価（学力テスト等）、競争（学校選択等）、学校組織階層化等を含む一連の改革である（9-10頁）。教育改革国民会議以降教育基本法改正（平成18年）までの改革の最大の成果は、国立大学法人化と位置付けられている（48頁）。

新自由主義教育改革は、上記のように定義される改革の推進者自身の術語ではなく、専らその批判者によって使用されるものである。推進者側の言葉を用いれば、規制緩和に加えて、競争の推進、事後監視・監督型の行政への移行、自己責任原則を担保するための情報公開等の仕組み作りなどといった積極的政策の展開を伴う「規制改革」（規制改革推進3か年計画、平成11年）の教育に関するものに大凡相当するであろう。かかる積極的政策展開は、本書が指摘する「新自由主義教育改革に内在化する教育の国家統制」（9頁）と重なるものであって、「規制緩和」あるいは「（新）自由」といった言葉が推進者・批判者の双方において用いられるものの、評価や情報公開、利用者参加といった諸々の形態の制約が付されており、その運用次第では、教育提供者（主として学校管理者及び教員）の自律性—規制緩和によって拡大されたはずの一を大きく制約し、改革の実を挙げることを困難にし得るものでもある。本書は、新自由主義教育改革が包含する内在的制約やそれがもたらす諸弊害に焦点を当て、理論的研究も踏まえつつ問題を整理・分析し、改革への「対抗軸」の検討を試みたものである。

本書の第I部「問題の所在と理論」は、新自由主義の歴史的位置や新自由主義教育政策を基礎付ける理論を扱ったものであり、世界と日本における新自由主義の展開とその背景を示したものである。続く、第II部「日本における改革の現実」及び第III部「各国における展開」は、日本及び

外国における新自由主義教育改革の展開の実態を取り扱ったものである。主として、初等中等教育に関するものであるが、第10章は国立大学法人の制度的課題や財政問題等について論じている。そして、最後の第IV部「対抗軸の検討」は、第III部までの記述を踏まえて、新自由主義教育改革への対抗軸を検討したものである。20章を擁する本書をその全体に渡って論評することは困難であるので、本書が提示した新自由主義教育改革への「対抗軸」を中心に検討し、加えて幾つか気が付いた点に言及することによって、書評に代えることとしたい。

本書が詳細に渡って報告した新自由主義教育改革がもたらす弊害については、読者の多くが身近に実感していることではないだろうか。例えば、大学評価に伴う伴う手続の増大やあらゆる情報公開がすぐに挙げられよう。最も重要な論点の一つである競争による学力向上を取り上げれば、確かに一部の学校の学力向上にはつながっても、貧困層を中心として置き去りにされる者が発生し、全体の向上にはつながらないことが、本書に収録された各国（日本を含む）の報告で指摘されている。この問題については、本書では取り上げられなかったが、南米チリの独裁政権下で新自由主義の理論に忠実に行われた教育政策の成果がよく知られており、2004年のOECD報告書（*Review of national policies for education: Chile*）は市場化の実験が学業成績向上も経費削減ももたらさなかったことを伝えている。

それではなぜ新自由主義教育改革は、世界の国々で推進されるのか。この点、本書は、同改革が福祉国家原理に基づく公教育制度の破壊と、それに代わる新しい原理に基づく公教育制度の再構成という2段階から構成されているとしつつ、「市場」というイデオロギーを活用した国民世論の動員、並びに公教育費縮減乃至経済発展への貢献（選択と集中）といった二つの仮説を提示する（12-13頁）。いずれも相当に正鵠を得ていると思われ、前者に関しては、市場化テストの法制化や学校選択の自由の徹底等を求めた規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申が、内閣府が実施した調査において保護者の43%が学校教育に不満であると回答しているとして、「あらゆる必要な法的・予算的・行政的措置を通じてユーザー本位の教育を実現していかなければならない」と述べたことは、その手法の一例であろう。また、先に言及したチリにおいても、学校選択権は既に保護者の権利として法制化されて国民の間に定着している（Aylwin, M. et al, 2007, *La reforma al sistema escolar: aportes para el debate*, Santiago: Universidad Diego Port-

les)。また、後者に関しては、科学技術や高等教育における競争的資金の増大と基盤的経費の削減が容易に想起されよう。

しかし、教育を含む新自由主義改革は単なる行政手法の革新やイデオロギーに基づく改革ではなく、福祉国家における公共政策の限界に対応したものであって (Barry A. et al, 1996, *Foucault and political reason: Liberalism, neo-liberalism and rationalities of government*, Chicago: The University of Chicago Press)、採るべき手法はともかく、行財政改革は不可避であることに留意しなければならない。各国において政権が変わっても (例えば、英国の保守党から労働党)、新自由主義改革は基本的に継続的に実施されてきているのである。日本においても、平成 21 年の政権交代に関わらず、従前の政策は概ね維持されるものと思われる。例えば、国民に直接訴える事業仕分けは、新自由主義改革の性格を強く有するものである。

本書が提示する新自由主義教育改革への対抗軸が対案たり得るかどうかは、それが十分に社会に対して説明責任を果たすことができるかにかかるとなる。今日見られる説明責任追及の強化は、単に新公共経営 (NPM) 導入に基づくものではなく、公共サービスの拡大・複雑化に対応する本質的な社会的変革の一端であり、それは民間企業にも及んでいるからである (Ferlie, E. et al, 1996, *The New Public Management in Action*, Oxford: Oxford University Press)。詳述する余裕はないが、本書第 18 章及び第 19 章で提示された当事者間のコミュニケーションや教育の自由に基づく対抗軸は、教員の専門性—今日、社会に対して影響力の低下が認められる (Freidson, E., 2001, *Professionalism: The Third Logic*, Chicago: The University of Chicago Press ; Ferlie et al 前掲書)—や (消費者としてではない) 保護者の参加等に過度に依拠し、現実と乖離した理想論の域を出ていないのではないかと。また、米国の事例を参考にした第 20 章は、日米両国制度の相違や特定の者 (エルモア) への過度の依存に鑑みて、得られる示唆は限定的と思わざるを得ない。

新自由主義者が重視する市場が有する内在的制約については、推進者・批判者ともに認めることであり、その結果前者は積極的政策の展開を目指し、後者はそれを「教育の国家統制」とした構図は前述の通りである。しかし、市場の内在的制約がもたらす市場の失敗は、単に経済的結果によって示されるのではなく、社会が有する教育や文化、伝統、イデオロギーに対する見解に大きく左右される

(Jongbloed B., 2004, *Regulation and Competition in Higher Education*. In Teixeira P. et al (Eds.), *Markets in Higher Education: Rhetoric or Reality?*, Dordrecht: Kluwer, 87-111) ことに鑑みれば、採用される政策の評価は、幅広い議論を踏まえつつ、最終的には議会民主制を通して決められるべきことになろう。本書はかかる議論を深める一助となることが期待されるものの、本書の著者は批判者で固められており、議論の幅に広がり欠けていることは否めない。更に収録されたそれぞれの論考は、多くの場合、教員組合等政策に否定的な者の見解を重点的に集めた感が強く、新自由主義教育改革の評価としては一方的である。その点、ニュージーランドを取り上げた第 15 章が新自由主義教育改革の注目すべき点を示していることは目を引く。

また、諸外国の事例がアングロ=サクソン諸国に限っているので、比較対象を広げることによって更に有益な示唆を得られるのではないかと。日本は、欧州型の福祉国家と米国型の (準) 福祉国家の中間にある (正村公宏、2000、『福祉国家から福祉社会へ：福祉の思想と保障の原理』筑摩書房) ことに鑑みれば、欧州 (大陸) は外せないであろう。フランスやドイツ等では、近年、NPM に基づいて教育を含む公共部門の大幅な改革が進められている。また、本書評でもチリの例を挙げたが、新自由主義教育改革が大幅に行われたラテン・アメリカ (Rodríguez G. R., 1999, *La universidad latinoamericana en la encrucijada del siglo XXI. Revista Ibero-Americano*, 21, 55-77) も興味深い。更に日本の地理的位置を考えれば、近隣のアジア諸国も重要と思われる。

傍論にはなるが、本書の冒頭において、新自由主義教育改革が内在する教育の国家統制は「国家主義的な教育内容統制を意味しているのではない」としつつ、本文の各所において国家主義的な統制に言及されているのは一貫性に欠けると思われる。

以上のような点に配慮すれば、「中間的成果」といった位置付けにある本書 (7 頁) は、より現実的な対案をなし得るのではないだろうか。もっとも、著者は新自由主義教育改革が「階級闘争」を内在化すると位置付けて (13 頁) その立場を明確にしており、当該改革の推進者側の視点が入る余地—更には潜在的読者の幅—を狭めているのは、本書の指摘には共感するところが少なくないだけに残念である。